

第5回岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和4年10月27日（木） 午後4時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室B

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示額から1円引き下げた26円を提示する。

船舶製造業は作業の専門性が高く、肉体的にも精神的にも負荷を伴うものであり、非常に危険な作業である。そんな中で優秀な人材の確保、獲得が必要だが、人手不足であり、人材確保が非常に難しい状況である。

労側としては優位性を重視しているが、平成23年は119.9%、令和3年は113.7%と年々減少傾向にある。

有効求人倍率が高く、今年の8月には3.63倍だったものが今年の8月には3.96倍と高く推移している。

これらのことを考えると、優位性について担保し、船舶製造業の魅力を高めていくことはますます必要である。

しかし、船舶製造業を取り巻く環境については不安要素もあり、先行きが見通しにくい状況であることは労側としても理解している。

労使のイニシアティブを発揮し、全会一致を目指したいので、歩み寄った金額を提示する。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額から2円引き上げた22円を提示する。

人材確保の点とか、将来、この造船業が世間から見えていい産業であるように我々も願っているところであるが、金額については同業、他県の状況や、影響率については資料を参考にし、余り影響がない金額を鑑みて、歩み寄った金額を提示する。

(2) 労使協議について

金額提示後、労使協議の意向が示され、労使協議が行われた。労使協議の結果、労働者側委員が代表して23円で労使合意がなされたことが述べられた。

(3) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
- ・岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）